



佐賀県公報

平成20年
2月6日
(水曜日)
第13014号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止
- 道路の区域の変更
- 星賀港臨港地区内の分区の指定
- 開発行為に関する工事の完了
- 土地改良区役員の就退任届
- 換地処分
- 臨港地区の指定に伴う区域の縦覧

○告示

(まちづくり推進課)二
(農地整備課)二
(森林整備課)三
(港湾課)三

○佐賀県告示第三十七号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条及び第一百十五条の五の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

平成二十年二月六日

佐賀県知事 古川康

○佐賀県告示第三十九号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条の規定により、星賀港臨港地区内の分区を次のとおり指定する。

平成二十年二月六日

佐賀県知事 古川康

○佐賀県告示第三十八号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年二月六日から平成二十年三月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月六日

佐賀県知事 古川康

大木庭武雄	線	県道	道路の種類及び路線名	区間	道路の区域
				後	変更前
甲一六九一一番一地先から	甲一六九一一番一地先から	嬉野市塩田町大字馬場下字町浦	後	メートル	メートル
甲六八三番一地先まで	甲六八三番一地先まで	嬉野市塩田町大字馬場下字塩田	二二・七	メートル	延長
甲六八三番一地先まで	甲六八三番一地先まで	嬉野市塩田町大字馬場下字塩田	五四八・七	メートル	メートル
			五五二・三		

サービスの種類	名 称	所 在 地	廢止年月日
訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション事業所アメリハイテーション	唐津市巖木町岩屋五〇五番地	平成二〇・一・二三

平成20年2月6日(水)

報 公 県 賀 佐

星賀港臨港地区内分区指定			
分 区	区 域	面 積	
商 業 区	唐津市肥前町星賀の 1部	約○・大ぐくタール	
関係図書は、佐賀県県土での本部交通政策部港湾課及び唐津土木事務所にて 縦覧に供やる。			
○ 台 取			
都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為 に関する工事の完了を次のとおり公表します。			
平成20年2月6日			
佐賀県知事 古川 康			
1 開発区域又は工区内含まれる地域の名称			
伊万里市大坪町字石原川内甲1421番3、1421番4、1432番、1434番5、 1434番6、1485番6及び1528番7			
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名			
伊万里市大坪町甲1432番地			
株式会社かねは食品 代表取締役 吉永徳法			
土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、三養基西部土地改良区から次のとおり役員が就任し、退任した旨届出があった。			
平成20年2月6日			
佐賀県知事 古川 康			
役職名 氏 名 住 所 就退任年月日			
理 事 大川 紀男 三養基郡上峰町大字坊所681番地 平成20年1月17日退任			
" 田中 敏春 " " 1998番地の1 "			

" 原慎 哲哉	" " "	1596番地	"	(2) 唐津土木事務所
" 吉富 正治	" " "	2163番地2	"	
" 矢動丸勝彦	" " "	大字堤2190番地の1	"	○ 附 記
" 川原 裕文	" " "	607番地	"	
" 石橋 隆義	" " "	3327番地	"	平成十九年七月十一日付け佐賀県公報第一一九一八即申記正
" 中尾富士男	"	みやき町大字中津隈3961番地	"	
監 事 岡 光廣	"	上峰町大字坊所932番地の1	"	
" 鶴田 節男	" " "	大字前牟田596番地1	"	
" 江崎 茂	" " "	大字江迎710番地1	"	
" 千々岩正明	" " "	大字堤1524番地の2	"	
" 中尾 光敏	"	みやき町大字中津隈3934番地	"	

頁	廻 所	點	正
3	左から三行田	伊多畠	大字糸敷伊多畠

県営土地改良事業（中山間地域総合整備）三瀬地区大谷換地区の換地計画に基づき、平成20年1月18日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。

平成20年2月6日

佐賀県知事 古川 康

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により臨港地区を指定したので、同法第38条第8項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年2月6日

佐賀県知事 古川 康

1 臨港地区的区域

唐津市肥前町星賀の一部

2 臨港地区的区域の縦覧場所

(1) 佐賀県土づくり本部交通政策部港湾課

申購
込読
先料

一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十
年二月六
日印 刷及
び發行
者
佐賀県知事
古川康行

印 刷發行定
所 毎週月
株 古川水金
總合印刷 日
曜